

ID: 1002

担当部署: 市民部 環境生活課 環境・生活安全係

処分の概要	騒音発生施設等の使用の一時停止の命令		
例 規 名 根 拠 条 項	北海道公害防止条例 第48条第4項		
例 規 番 号	昭和46年北海道条例第38号		
【根拠条文】 (騒音発生施設等に係る改善勧告及び改善命令) 第48条 知事は、規制地域内に設置されている騒音発生施設、振動発生施設又は悪臭発生施設を設置する工場等から発生し、又は排出される騒音、振動若しくは悪臭が、騒音、振動若しくは悪臭に係る規制基準に適合しないことによりその工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定騒音等発生者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音、振動若しくは悪臭の防止の方法を改善し、又は騒音発生施設若しくは振動発生施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。 2 知事は、第43条の規定による勧告を受けた者であって規制地域内に工場等を設置している者がその勧告に従わないで騒音発生施設、振動発生施設若しくは悪臭発生施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音、振動若しくは悪臭の防止の方法の改善又は騒音発生施設若しくは振動発生施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。 3 前項の規定による命令を受けた者は、その命令に基づく改善を行ったときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。 4 知事は、第2項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、当該施設の使用の一時停止を命ずることができる。 5 前各項の規定は、第41条の規定による届出をした者の当該届出に係る施設については、騒音、振動又は悪臭に係る規制基準が定められた日から3年間(悪臭に係る場合にあっては、1年間)は、適用しない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 7 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日